

## 利用料

### (1)介護予防通所リハビリテーション費等(介護保険適用サービス)

介護保険の適用される利用者については、提供した介護予防通所リハビリテーション費等の利用者負担額をいただきます。利用者負担額につきましては、介護保険負担割合証に記載されている割合の金額になります。2割・3割負担の方は、1円未満の端数計算により1割の金額の2倍・3倍にはなるとは限りません。

但し、利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、利用者より「厚生労働大臣の定める基準額」の10割をいただき、当施設が発行するサービス提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けることができます。

#### 「厚生労働大臣の定める基準額」の1割・2割・3割自己負担分

※下記の金額は、地域区分(5級地 1単位 10.55円)で計算されています。

※全てのサービスについて、新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和3年4月から9月末までの期間、

基本報酬に0.1%加算されます。

区 分	介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)
要支援1	2,166円(1割)
	4,332円(2割)
	6,498円(3割)
要支援2	4,219円(1割)
	8,438円(2割)
	12,657円(3割)

※ 上記の負担額には、いずれも送迎・入浴を包括しています。

【各種加算】 事業所体制および利用者により、下記の加算が加わる場合があります。

### (2)長期期間利用の介護予防リハビリテーションの適性化

区 分	介護予防通所リハビリテーション費 減算 利用開始日の属する月から12月超 (1月につき)
要支援1	-22円(1割)
	-43円(2割)
	-64円(3割)
要支援2	-43円(1割)
	-85円(2割)
	-127円(3割)

### **生活行為向上リハビリテーション実施加算**

・生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置され、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。

・当該計画で定めた指定介護予防通所リハビリテーションの実施期間中に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を終了した日前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況を報告すること。

介護予防通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算を算定していること。事業所評価加算との併算定はしない。

開始月から起算して6ヶ月以内

1割： 593円（1月につき）

2割：1,186円（1月につき）

3割：1,779円（1月につき）

※認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）・（Ⅱ）は短期集中個別リハビリテーション加算又は生活行為向上リハビリテーション加算を算定する場合は、算定しない。

### **若年性認知症利用者受入加算**

若年性認知症利用者に対して、受け入れた場合算定します。

1割：254円（1月につき）

2割：507円（1月につき）

3割：760円（1月につき）

### **運動器機能向上加算**

理学療法士等を中心に看護職員、介護職員等が共同して、利用者の運動機能向上にかかる個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に算定します。

1割：238円（1月につき）

2割：475円（1月につき）

3割：712円（1月につき）

### **栄養アセスメント加算**

管理栄養士を1名以上配置し、各職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者と家族に対し結果を説明し、栄養状態の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定します。

1割： 53円（1月につき）

2割：106円（1月につき）

3割：159円（1月につき）

#### **栄養改善加算**

（3ヶ月以内の期間に限り、1月に2回を限度）（3ヶ月後見直し有り）

当施設の職員、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置し、低栄養状態又は、そのおそれのある利用者に対して低栄養状態の改善を目的として、栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて他職種協働により、栄養ケア計画を作成し、栄養状態の改善を図った場合に算定します。

1割：211円（1回につき・月2回を限度）

2割：422円（1回につき・月2回を限度）

3割：633円（1回につき・月2回を限度）

#### **口腔・栄養スクリーニング加算 I**

管理栄養士以外の介護職員等が栄養スクリーニングを行い、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定します。

1割：22円（1回につき・6月に1回を限度）

2割：43円（1回につき・6月に1回を限度）

3割：64円（1回につき・6月に1回を限度）

#### **口腔・栄養スクリーニング加算 II**

栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、利用者の情報を担当する介護支援専門員に提供している場合に算定します。

（栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており（I）を算定できない場合にのみ算定可能）

1割： 6円（1回につき・6月に  
1回を限度）

2割：11円（1回につき・6月に1回を限度）

3割：16円（1回につき・6月に1回を限度）

#### **口腔機能向上加算 I**

(3ヶ月以内の期間に限り、1月に2回を限度)(3ヶ月後見直し有り)

口腔機能が低下している又は、そのおそれがある利用者に、口腔機能の向上・改善を目的とし、

利用者の口腔機能状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて他職種協働により、口腔機能改善計画を作成し、口腔機能状態の改善を図った場合に算定します。

1割：159円(1回につき・月2回を限度)

2割：317円(1回につき・月2回を限度)

3割：475円(1回につき・月2回を限度)

#### **口腔機能向上加算Ⅱ**

上記に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を活用している場合に算定します。

(3ヶ月以内の期間に限り、1月に2回を限度)

1割：169円(1回につき・月2回を限度)

2割：338円(1回につき・月2回を限度)

3割：507円(1回につき・月2回を限度)

#### **選択的サービス複数実施加算**

<選択的サービス>

運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービスを複数利用の場合に算定します。

(1ヶ月複数回 実施)

選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)

・・・上記サービスのうち2種類を選択 1割：507円(1月につき)

2割：1,013円(1月につき)

3割：1,520円(1月につき)

選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)

・・・上記サービスのうち3種類を選択 1割：739円(1月につき)

2割：1,477円(1月につき)

3割：2,216円(1月につき)

#### **サービス提供体制強化加算(Ⅰ)**

介護職員の総数のうち、介護福祉士資格保有者が50%以上の基準を満たす場合に算定します。

要支援1 1割：93円(1月につき)

2割：186円(1月につき)

3割：279円(1月につき)

要支援2 1割：186円(1月につき)

2割：372円(1月につき)

3割：557円(1月につき)

### サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

介護職員の総数のうち、介護福祉士資格保有者が40%以上の基準を満たす場合に算定します。

要支援1	1割： 76円 (1月につき)
	2割： 152円 (1月につき)
	3割： 228円 (1月につき)
要支援2	1割： 152円 (1月につき)
	2割： 304円 (1月につき)
	3割： 456円 (1月につき)

### サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

介護職員の総数のうち、介護福祉士資格保有者が40%以上の基準を満たす場合に算定します。

要支援1	1割： 26円 (1月につき)
	2割： 51円 (1月につき)
	3割： 76円 (1月につき)
要支援2	1割： 51円 (1月につき)
	2割： 102円 (1月につき)
	3割： 152円 (1月につき)

### 事業所評価加算

厚生労働大臣が定める基準に適合した事業所は、評価対象期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り加算させていただきます。したがって、加算が算定されない年度もあります。

厚生労働大臣が定める基準とは、

当事業所の利用実人員数が10名以上で、当サービスを利用した実人員数のうち60%以上に選択的サービスを実施し、かつ期間を通して70%以上の利用者の要支援区分が低下しなかった場合に算定します。

1割： 127円 (1月につき)
2割： 254円 (1月につき)
3割： 380円 (1月につき)

### 科学的介護推進体制加算

利用者毎の心身の状態等の基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、基本的情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定します。

1割： 43円 (1月につき)
2割： 85円 (1月につき)
3割： 127円 (1月につき)

### 介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算

介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る介護職員等の賃金改善に関する計画を策定し、厚生労働大臣が別に定める基準に適合しているため、下記の加算を算定します。

**介護職員処遇改善加算(Ⅰ)**

〔基本サービス費に各種加算減算を加えた総サービス費用〕×4.7%×負担割合

**介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)**

(Ⅰ)〔基本サービス費に各種加算減算を加えた総サービス費用〕×2.0%×負担割合

(Ⅱ)〔基本サービス費に各種加算減算を加えた総サービス費用〕×1.7%×負担割合